

## 所得税の確定申告

問い合わせ＝確定申告・国税（所得税・消費税・贈与税など）：兵庫税務署（078-576-5131）、確定申告書等作成コーナーの操作方法など：e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（0570-01-5901）

令和6年分確定申告会場は次のとおり開設します。混雑が予想されるため、可能な限り来場は控えていただき、e-Tax（電子申告）の利用をお願いします。特に作成済み申告書の書面での提出は、郵送をお願いします。なお、申告書の作成相談は、待ち時間を減らすため必要書類などを事前に整理したうえでご来場ください。

**確定申告会場（三田・市外・休日の会場）** ※兵庫税務署内には、申告書作成会場を開設していません。  
※郷の音ホール駐車場は23時～翌8時の間は入庫不可。

	開設期間	相談受付時間	会場
三田会場	2月17日（月）～20日（木）	9時30分～15時（予定） ※9時開館	郷の音ホール （市総合文化センター）
市外会場	2月17日（月）～3月17日（月） ※土・日曜、祝日を除く、駐車場なし	9時～16時（予定）	神戸サンポーホール ※地下鉄三宮駅から徒歩10分
休日会場	3月2日（日） ※駐車場なし	9時～16時（予定）	神戸サンポーホール ※地下鉄三宮駅から徒歩10分

※原則スマートフォンによる申告です。会場で申告書を作成される際は、スマートフォン、マイナンバーカードおよびパスワード（利用者証明用電子証明書 [ 数字4桁 ] と署名用電子証明書 [ 英数字6文字～16文字 ] ）をご持参ください

### ■ 確定申告が必要な人

- ①給与収入が2千万円を超える人
  - ②2カ所以上から給与収入がある人で、主たる給与の支払者以外からの収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計金額が20万円を超える人
  - ③給与、退職以外の農業・不動産などの所得が20万円を超える人
- ※②③で20万円以下の場合は市県民税の申告が必要


### ■ 確定申告に関する注意事項

- (1)還付申告書は2月14日以前でも提出できます。早めに作成し、郵送またはe-Tax（電子申告）で提出してください。
- (2)所得税の還付申告の場合は、申告者の口座番号が必要です。
- (3)各会場で納税はできません。金融機関などをご利用ください。
- (4)申告書や申請書などを提出する際は、個人番号の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
- (5)医療費控除には、「医療費控除の明細書」の提出が必要です。


### ■ 確定申告が不要な年金所得者

公的年金等の収入金額（2カ所以上ある場合は合計額）が400万円以下かつ公的年金等以外の所得金額が20万円以下の人  
※所得税の還付を受ける場合や、株式などの損失を翌年に繰り越すための申告書は提出できます。  
※遺族年金や障害年金は、非課税のため申告は不要

### e-Tax（電子申告）なら、24時間いつでもインターネット申告ができます！




◀ 国税庁 HP  
（令和6年分  
確定申告特集）



◀ e-Tax  
（国税電子申告・  
納税システム）

e-Tax（電子申告）を利用すると、申告書などのデータ送信後にメッセージBOXから受付日時や申告内容を確認することができます。

### 確定申告書は郵送での提出にご協力を！

 **確定申告書の郵送提出先**

〒650-8540 神戸市中央区港島中町2-1-10  
（神戸税関ポートアイランド出張所内）

**大阪国税局業務センター神戸分室  
兵庫税務署担当宛**

会場での作成済み申告書の提出は、昨年600人を超える日もありました。混雑緩和のため郵送による提出にご協力ください ※提出用のみ送付願います（控え用には收受日付印の押なつを行いません）

### ■ 市役所では、確定申告書をお預かりできません

上記大阪国税局業務センター神戸分室へ郵送ください。

### ■ 確定申告書用紙の入手方法

確定申告書用紙は原則国税庁HPからダウンロード。2月3日から市役所税務課前（本庁舎2階）でも配布しますが、数に限りがあります（市作成様式「農業所得明細書」は、JA兵庫六甲の市内各支店窓口に設置しています）

## 郵送や電子申告へのご協力をお願いします 確定申告と市県民税の申告

### 市県民税の申告

申告書送付先・問い合わせ＝〒669-1595 三輪2-1-1  
税務課市民税係（559-5053 FAX 563-5697）

令和7年度市県民税申告会場をお知らせします。混雑が予想されるため、可能な限り郵送またはオンラインによる申告にご協力ください。※確定申告書の作成・相談・審査などには対応できません。確定申告書の書き方などについて相談がある人は11頁「確定申告会場」をご利用ください。

### 個人市県民税の申告会場

相談受付日時	会場
2月17日（月）～3月17日（月） 9時15分～17時 ※土・日曜、祝日を除く	三田市役所 2号庁舎3階

### 【注意事項】

- ①会場で申告書を作成する人は「市県民税申告書作成システム」にご自身で入力して申告書を作成していただきます。操作・入力方法は職員が説明します。
- ②予約不要ですが、初日の2月17日（月）は終日、その他申告期間中の午前中は混雑が予想されます。
- ③令和7年度市県民税申告書を提出している人（6年5月31日までの受付分 ※令和6年12月31日までに転出した人などを除く）には、1月末に「令和7年度市県民税申告書」を送付しています。
- ④代理人が申告する場合は、代理人の本人確認書類を持参ください。（同一世帯でない場合は委任状が必要）

### 市県民税の申告書が 自宅のパソコンで作成・印刷できます

市県民税  
申告書作成  
システム▶



電子申請  
システム▶



自宅にインターネットへ接続できるパソコンなどがあれば、「市県民税申告書作成システム（住民税試算システム）」の案内に沿って源泉徴収票の数字など必要事項を入力することで、簡単に市県民税申告書を作成できます。申告会場での待ち時間もなく、24時間いつでも作成できます。作成した申告書は源泉徴収票・控除証明書などの関係書類を添付し、郵送または「三田市電子申請システム」で提出してください。（申告データを電子メールなどで送信することはできません）  
※郵送提出で申告書の控えが必要な場合は、申告書を2部印刷し、切手を貼った封筒を同封して郵送ください。

### 令和7年度市県民税定額減税

令和6年中の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下で、令和7年度市民税・県民税所得割が課税される人のうち、国外居住者を除く同一生計配偶者（前年中の合計所得金額が48万円以下）がいる人を対象に、定額減税額（1万円）が控除されます。

### 市県民税の申告が必要な人

令和7年1月1日現在、市に居住している人

### 【ただし、次の①～③の人は申告が不要】

- ①税務署に所得税の確定申告をした人
- ②給与所得および公的年金所得以外の所得がなく、「給与支払報告書」や「公的年金等支払報告書」を全て市に提出している人 ※申告により各種控除を受けることで市県民税額が減額になる場合があります。
- ③市県民税が非課税（同一生計配偶者および扶養親族がいずれもない場合、令和6年の合計所得金額が38万円以下）になる人 ※所得・課税証明書が必要な人は申告が必要になる場合があります。

### ■ 年金所得者で市県民税の申告が必要な人

確定申告が不要な場合でも、次の①②の人は市県民税の申告が必要です。  
①医療費控除・生命保険料控除・年金から特別徴収されていない社会保険料・扶養控除などの源泉徴収票に記載されていない各種控除を受けようとする人（各種控除を受けても市県民税額が減額にならない場合は不要）  
②公的年金等（遺族・障害年金などを除く）にかかる雑所得以外の所得があり、市県民税が課税となる人

### 【ただし、次の(1)(2)の人は申告が不要】

- (1)還付を受ける場合や株式などの損失を翌年に繰り越すために確定申告書を提出した人
- (2)収入が公的年金等のみで収入金額が次のいずれかの人  
昭和35年1月1日以前生まれの人：148万円以下  
昭和35年1月2日以降生まれの人：98万円以下